

組合会報告

(理事専決処分報告、組合規約改正、令和5年度 事業計画・予算 他)

開催日 令和5年3月13日 於 弁護士会館2階講堂 クレオA

国民健康保険法第二十七条により、規約の改正、借入金の借入およびその方法等については組合会の議決を経て都知事の認可が必要であり、収入支出予算、決算は組合会の議決を経て、都知事に届け出ることと定められております。

本組合では令和5年3月13日開催の組合会において、理事専決処分による規約改正等報告、組合規約改正、令和5年度事業計画、令和5年度歳入歳出予算並びに予算に関連して議決を求める事項および令和5年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画等について慎重審議、可決成立し、都知事に認可申請を行い認可を受け、所要の届出を致しました。

理事専決処分報告

国民健康保険法第二十五条の規定により、下記事項について理事専決処分したので、同条第3項の規定により報告しました。



1. 東京都弁護士国民健康保険組合規約改正について

(1) 地区拡大に係る規約改正

組合の地区を規定する第三条について、現に加入している組合員が住所を第三条に規定する地区外である市町村(栃木県足利市、滋賀県草津市及び広島県福山市)に転居したため、この市町村を規約第三条に定める地区に加える規約改正を行い認可されました(前回組合会(令和4年7月19日開催)に認可申請中として報告、栃木県足利市及び滋賀県草津市は同年8月8日付、広島県福山市は同年8月24日付にて認可されました。以下①②)。その後、大阪府茨木市に転居された組合員より届出があり、地区拡大の規約改正を議決、認可されました(以下③)。

- ・ 従 来：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道札幌市、福島県(会津若松市及び郡山市)、茨城県(水戸市、土浦市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市及び神栖市)、栃木県(宇都宮市、小山市及び那須塩原市)、群馬県(前橋市、高崎市及び館林市)、新潟県(新潟市、長岡市及び南魚沼市)、富山県富山市、山梨県(大月市及び北杜市)、長野県(佐久市、北佐久郡軽井沢町及び下高井郡山ノ内町)、岐阜県(羽島市及び各務原市)、静岡県(静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士市、裾野市、田方郡函南町、駿東郡清水町及び長泉町)、愛知県(名古屋市、豊川市、刈谷市及び知多市)、三重県津市、京都府京都市、大阪府(大阪市、堺市及び豊中市)、兵庫県(神戸市及び西宮市)、奈良県(大和郡山市及び生駒郡安堵町)、広島県広島市、山口県山口市、福岡県(北九州市及び福岡市)、熊本県熊本市及び沖縄県島尻郡与那原町
- ・ 改正後：①「**栃木県足利市**」「**滋賀県草津市**」を追加
(令和4年4月20日理事会議決、同年8月8日認可)
②「**広島県福山市**」を追加(令和4年5月25日理事会議決、同年8月24日認可)
③「**大阪府茨木市**」を追加(令和4年7月19日理事会議決、同年9月29日認可)

(参考)国民健康保険法第二十五条

(理事の専決処分)

- 第二十五条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。
- 2 組合会において議決すべき事項に関し臨時急施を要する場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その議決すべき事項を処分することができる。
 - 3 前2項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。

(2) 国民健康保険組合における未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置導入のため、規約第十七条の二を加える規約改正(令和4年9月20日理事会議決、同年10月6日認可)

(未就学児世帯支援金)

第十七条の二 毎年十一月三十日時点の未就学児である被保険者が属する組合員の世帯のうち当該年度の一月一日に被保険者資格がある組合員に対し、同日の一月一日に賦課する組合員の保険料より、組合員の世帯に属する未就学児である被保険者一人につき一〇,〇〇〇円を充てることとする。

附則(令和四年九月二十日改正)

- この規約は、令和四年十一月一日から施行する。

2. 理事専決処分による令和4年度予算補正

令和4年度予算において、未就学児世帯支援金を保険料科目で取り扱うことが示され、暫定的に予備費で計上している未就学児世帯支援金を、保険料に充当し、戻出するため、歳入の保険料及び歳出の予備費を予算補正。

令和4年度東京都弁護士国民健康保険組合歳入歳出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項

令和4年度東京都弁護士国民健康保険組合歳入歳出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ46,632千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,306,335千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(第1表)令和4年度歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		9,757,641	▲ 46,632	9,711,009
	1 保険料	9,757,641	▲ 46,632	9,711,009
補正されなかった款項に係る額		3,595,326		3,595,326
歳入合計		13,352,967	▲ 46,632	13,306,335

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 予備費		748,233	▲ 46,632	701,601
	1 予備費	748,233	▲ 46,632	701,601
補正されなかった款項に係る額		12,604,734		12,604,734
歳出合計		13,352,967	▲ 46,632	13,306,335

3. 訴訟の和解について

国民健康保険料等滞納に対する訴訟を提起した件について、和解を理事専決処分したことを報告。



組合規約改正

改正内容

1. 保険料賦課額を規定する第十五条について、保険給付費等の増加に対応して改正する。

(改正後)	(現行)
(保険料賦課額) 第十五条 組合員は、保険料として第一号並びに第二号のいずれかの額と、第三号に掲げる額との合算額を毎月組合に納付しなければならない。 一 弁護士である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。） <u>二四,七〇〇円</u> ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） <u>五,一〇〇円</u> ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） <u>五,六〇〇円</u> 二 従業員である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 <u>二四,七〇〇円</u> ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>五,一〇〇円</u> ハ 介護納付金賦課額 <u>五,六〇〇円</u> 三 組合員の世帯に属する被保険者については、一人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 <u>七,六〇〇円</u> ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>五,一〇〇円</u> ハ 介護納付金賦課額 <u>五,六〇〇円</u>	(保険料賦課額) 第十五条 組合員は、保険料として第一号並びに第二号のいずれかの額と、第三号に掲げる額との合算額を毎月組合に納付しなければならない。 一 弁護士である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。） <u>二三,二〇〇円</u> ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） <u>四,六〇〇円</u> ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） <u>五,五〇〇円</u> 二 従業員である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 <u>二三,二〇〇円</u> ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>四,六〇〇円</u> ハ 介護納付金賦課額 <u>五,五〇〇円</u> 三 組合員の世帯に属する被保険者については、一人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 <u>七,四〇〇円</u> ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>四,六〇〇円</u> ハ 介護納付金賦課額 <u>五,五〇〇円</u>

2. 出産育児一時金の支給額に係る規約改正について

厚生労働省より、令和5年4月1日以降の出産について、出産育児一時金が産科医療補償制度の加算対象となる場合、支給額を50万円とする予定であり、国民健康保険組合規約例の改正が通知され、組合規約の改正が必要となりました。

- ・従 来：出産育児一時金の支給額は40.8万円、産科医療補償制度加入の場合は42万円
- ・改正後：出産育児一時金の支給額は48.8万円、産科医療補償制度加入の場合は50万円

出産育児一時金が支給されるのは、妊娠85日(4ヶ月)以後の生産(早産)、死産(流産)及び人工妊娠中絶の場合です。なお、産科医療補償制度未加入の医療機関での出産、海外での出産及び妊娠週数が22週に達していないなど産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は48.8万円となります。

従来

(出産育児一時金)

第十一条 組合は被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として四十万八千円を支給する。但し、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条の規定を勘案し、必要があると認められるときは、別に定めるところにより、これに三万円を上限として加算するものとする。

2 (略)

改正後

(出産育児一時金)

第十一条 組合は被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として四十八万八千円を支給する。但し、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条の規定を勘案し、必要があると認められるときは、別に定めるところにより、これに三万円を上限として加算するものとする。

2 (略)

附則(令和五年三月十三日)

1. この規約は令和五年四月一日から施行する。
2. この規約による改正後の第十五条の規定は、令和五年度以後の国民健康保険料について適用し、令和四年度以前の国民健康保険料については、なお従前の例による。
3. この規約の施行日前に出産した被保険者に係る規約第十一条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和5年度 事業計画

1. 基本方針

東京都弁護士国民健康保険組合の令和5年度事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない厳しい状況が継続する中、医療保険制度の一翼を担う国民健康保険組合として、引き続き着実に業務を執行してまいります。

令和5年度国民健康保険料額算定は、令和4年度に被保険者が受診した医療費支払については、医療の高度化・高額化、新型コロナウイルス感染症に係る受診も増加し、「療養の給付・高額療養費」が激しく上昇しております。また、高齢者・介護関係の拠出金等も新型コロナウイルス感染症感染拡大による受診抑制後の反動による高騰した令和3年度の医療費を基礎に算定されるため、著しく上昇しております。

このため、令和5年度事業を安定的に運営するために基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の合計については、組合員月額2,000円・家族1名につき月額700円の増額をせざるを得ない状況です。なお介護納付金賦課額につきましても月額100円増額が必要です。

経済情勢の厳しい中、大変恐縮でございますがご理解ください。なお、令和6年度については、被保険者の受診された医療費の支払、高齢者・介護関係の拠出金等の増加傾向は継続するものと思われます。このため、厳しい状況は継続することと思慮しております。

なお、令和4年10月から、「健康保険・厚生年金保険」の適用業種拡大(個人事業所で5人以上雇用している弁護士等士業への拡大)が開始されたことにより、組合員全員(家族の弁護士・従業員を含む)の資格調査を令和5年度に予定しております。厚生労働省及び認可庁より、適正な資格の適用、健全な事業運営、国庫補助金補助率算定のための重要な調査となり、同様の調査を今後2～3年に1回、継続的に実施することが必要となっております。お手数をおかけしますが、継続的なご協力をお願いする次第です。

引き続き、加入いただいている組合員及びご家族の負託に応え、適正、効率的な事業運営に徹して、本組合の基盤を強固なものにしてまいります。組合員の皆さまのなお一層のご理解ご協力をお願いする次第です。

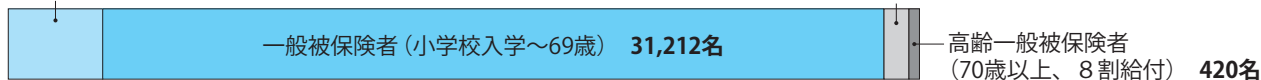
2. 被保険者数

組合員 18,532名 (令和4年度見込同数見込)	計 被保険者数 36,401名
家族 17,869名 (令和4年度見込同数見込)	

●給付割合別被保険者数

未就学児被保険者
(8割給付) **3,773名**

高齢上位所得被保険者
(70歳以上、7割給付) **996名**



介護保険第2号被保険者 (40歳～64歳の被保険者)	15,233名
組合特定被保険者 (医療費に対する国庫補助が旧政府管掌健康保険並となる被保険者)	5,111名

3. 国民健康保険料

保険給付費等の増高に対応し、基礎賦課額は月額、組合員1,500円増、家族200円増、後期高齢者支援金等賦課額500円増及び介護納付金賦課額100円増とする。

令和5年度国民健康保険料

- 介護納付金賦課被保険者 (40歳から64歳の被保険者) でない組合員および家族
(①と②の合算額、月額、組合員2,000円・家族700円増額)

組合員 月額29,800円 家族一人につき 月額12,700円

①基礎賦課額	組合員	月額 24,700円
	家族一人につき	月額 7,600円
②後期高齢者支援金等賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額 5,100円

- 介護納付金賦課被保険者 (40歳から64歳の被保険者) である組合員および家族
(①、②及び③の合算額、月額、組合員2,100円・家族800円増額)

組合員 月額35,400円 家族一人につき 月額18,300円

①基礎賦課額	組合員	月額 24,700円
	家族一人につき	月額 7,600円
②後期高齢者支援金等賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額 5,100円
③介護納付金賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額 5,600円

◎未就学児世帯支援金

令和4年度同様に令和5年11月30日時点で未就学児である被保険者が属する世帯のうち、令和6年1月1日に被保険者資格のある組合員に対し、令和5年度第4期(令和6年1月～3月分)保険料より未就学児1名につき12,000円を控除して請求します。

4. 保険給付

被保険者の疾病及び負傷について、次の療養の給付を行う（国保法第三十六条第1項）

- ①診療
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③処置、手術その他の治療
- ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

5. 出産育児一時金・葬祭費

- ①出産育児一時金 488,000円（令和5年3月末までの出産については408,000円）
（ただし、産科医療補償制度加入機関での出産の場合は500,000円（令和5年3月までの出産は420,000円））
- ②葬祭費 70,000円

6. 運 営

- ①組合会 通常組合会1回 臨時組合会1回
- ②理事会 必要の都度随時開催、その他小委員会随時開催
- ③監事監査 月次監査6回、年次監査1回

7. 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備

平成23年4月より法令遵守（コンプライアンス）担当理事を定め、理事長を補佐し、法令遵守（コンプライアンス）に関する組合業務を行っており、法令遵守（コンプライアンス）体制の令和5年度実践計画を策定し、組合会の承認を得て実行する。

8. 保健事業

- ①40歳から74歳の被保険者を対象とする特定健康診査、特定保健指導の実施
- ②東京三弁護士会と共催の生活習慣病健診（春季）の実施（郵便による大腸がん検診の同時実施）
- ③東京三弁護士会と共催の一般健康診断（秋季）の実施
- ④女性のための乳がん・子宮がん検診等の実施
「こころとからだの元氣プラザ」においては通年、各地域での医療機関での受診となる「ネットワーク受診」については、4月初旬から翌年3月末まで（一部医療機関は実施不可期間あり）。
- ⑤人間ドック・脳ドックのあっせん
人間ドック4機関、脳ドック1機関をあっせん。通常料金より割引料金にて受診。
- ⑥人間ドック・ネットワーク受診
地域の契約された医療機関で受診できるネットワーク受診（当組合の主要な地区の範囲内に約700機関）の実施。
- ⑦生活習慣病健診・ネットワーク受診
地域の契約された医療機関で受診できるネットワーク受診（当組合の主要な地区の範囲内に約700機関）の実施。
- ⑧生活習慣病健診・巡回・集団検診
令和6年1月～3月において、関東地域約30か所、のべ約60日間程度実施予定の巡回健診に当組合被保険者の受診可能とする（健診団体は春季健診と同団体）。
- ⑨生活習慣病の重症化予防
特定健康診査の検査結果から、公益社団法人国民健康保険中央会が提供しているKDBシステムの判定基準に基づき、受診勧奨判定値のうち、重症度の高いレベルに該当し、高血圧症・糖尿病・脂質異常症について早めに医療機関での受診が必要であるが、受診の確認がとれない方へ、「医療機関受診のご案内」を送付。また、その後の受診状況を確認する。
- ⑩メンタルヘルスカウンセリング
メンタルヘルスカウンセリング（面接・電話・web）の実施。

⑪歯科医師による歯科カウンセリング(相談)の実施(年間10回)

⑫医療費通知の実施(年間版を令和6年2月送付)

⑬後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知の実施(年間2回)

⑭柔道整復療養費の患者調査

多部位負傷、長期継続及び頻回傾向の施術の申請書について患者調査を行う。(毎月)

⑮出産祝品の贈呈

⑯無受診世帯の表彰

⑰「東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム」による利用補助事業

⑱スポーツクラブの紹介

⑲データヘルス計画

令和5年度まで実施の第2期について最終評価を行う。また、令和6年度から開始される第3期についてPDCAサイクルを踏まえた事業計画を策定する。

⑳ネットワーク受診による「歯科健診」

地域の契約された歯科医院で受診できるネットワーク受診(当組合の主要な地区の範囲内に約150機関)の実施。

■ 9. 事務の合理化・システム改修及びレセプト資格確認・内容点検

コンピュータを活用し事務合理化を図り、制度改正及びマイナンバー制度等により複雑化する国保事務についての的確に対応する。令和3年10月開始されたマイナンバーを活用したオンライン資格確認対応について引き続き適正な運用を行う。また、令和5年度においては、システム機器更改に係る改修及びデータ移行作業、被保険者資格確認システム改修機能強化、公金口座対応システム開発、被保険者産前産後保険料減免対応システム開発、社会保障・税番号制度データ標準レイアウト改版に係る改修その他機能強化等のシステム改修を必要に応じて行う。

レセプト点検については、次のとおり、資格確認の確実な実施、内容点検を強化し、医療費の適正化に努める。

①レセプトの資格確認の確実な実施及び内容点検を強化し実施

②レセプト点検の委託による財政効果の向上及び職員の研修会等への参加

■ 10. 「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」への対応

「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」が順次開始(平成27年10月より国民への個人番号通知開始、平成28年1月からの利用開始、平成29年7月より医療保険者との情報連携開始、平成30年7月より地方税情報連携開始、令和3年10月よりオンライン資格確認等開始)されたことに対応して、被保険者の個人番号情報の取得・管理等の事務を引き続き的確、適切に対応する。

■ 11. 趣旨普及、広報活動の積極的展開

①組合報の発行

②制度改正、令和6年度予算・保険料等についての広報

③口座振替推進の広報

④歯科カウンセリングの広報

⑤介護第2号被保険者対象者(40歳到達者)への保険料の広報

⑥新規後期高齢者到達者への広報

⑦ウェブサイトの安定的運用、最新情報等の随時提供

⑧被保険者証裏面に臓器提供意思表示欄が設けられたことについて、新規加入者にリーフレットを配布

⑨ジェネリック医薬品希望シールを保険証一括更新時に全組合員に、新規加入者には保険証発送時に配布

■ 12. 産前産後保険料減免の対応

国が子育て世帯の負担軽減の観点から、都道府県・市町村国民健康保険において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4ヶ月間)の保険料の免除を令和6年1月より開始する予定であり、国保組合での対応については、「今後検討していく」とのことから、追って対応について検討する。

13. マイナンバーカードと保険証の一体化に対する対応

国は、マイナンバーカードと保険証の一体化を加速し、令和6年秋より保険証の廃止を目指すとしており、状況を注視し、適切に対応する。

14. 資格調査の実施

○組合員全員の資格調査(調査対象は組合員全員と家族の弁護士・従業員)

厚生労働省及び認可庁より、適正な資格の適用を図り、健全な事業運営を行うため、客観的な証拠書類により、定期的に(2～3年に1回程度)組合員の資格確認(家族の弁護士・従業員を含む)を実施するよう指導されており、国民健康保険法第113条に基づく文書の提出等に位置付けられている。令和5年度調査は、令和4年10月からの労働者性があり、使用関係が常用的な弁護士と従業員をあわせて5人以上の士業の個人事務所が社会保険(健康保険及び厚生年金保険)の強制適用事業所となったことから、この制度変更に対応した調査が必要となった。今後、継続的に3年に1回程度は同様の調査を行う。

15. 組合事務局拡張の検討

組合事務局は、平成7年の弁護士会館竣工以来、東京三弁護士会にご理解いただき、14階に組合事務局(95.1㎡)を設けているが、非常に狭隘となり、組合員・被保険者のプライバシー保護・セキュリティ確保、本来、対応すべき業務に見合ったスペースの確保が可能な事務局スペースの確保が喫緊の課題となっていることから、早急に検討を行う。

令和5年度 歳入歳出予算並びに予算に関連して議決を求める事項

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13,837,052千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(借入金)

第2条 国民健康保険法第二十七条第1項第二号の規定による借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法は「第2表借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法」による。

(規約による議決事項)

第3条 組合同約第二十九条に規定する組合会の議決を経なければならないと定めた事項のうち、予算に関連する事項は、「第3表規約第二十九条第1項に規定する(特別積立金の繰替使用)事項」による。

(歳入歳出予算の流用)

第4条 歳出予算の同一款内での各項の金額の流用できる場合は次のとおりとする。

保険給付費に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。



(第1表) 令和5年度歳入歳出予算表

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減
1 保険料	1 保険料	10,286,790	9,757,641	529,149
2 国庫支出金		1,668,067	1,623,238	44,829
	1 国庫負担金	23,365	23,551	▲186
	2 国庫補助金	1,644,702	1,599,687	45,015
3 都支出金	1 都補助金	169,005	169,112	▲107
4 共同事業交付金	1 共同事業交付金	449,826	353,088	96,738
5 財産収入	1 財産運用収入	824	794	30
6 寄附金	1 寄附金	1	1	0
7 繰入金		3	3	0
	1 準備金繰入金	1	1	0
	2 特別積立金繰入金	1	1	0
	3 退職積立金繰入金	1	1	0
8 繰越金	1 繰越金	1,247,772	1,471,304	▲223,532
9 諸収入		14,764	13,764	1,000
	1 加算金延滞金及過怠金	3	3	0
	2 預金利子	500	500	0
	3 雑入	14,261	13,261	1,000
歳入合計		13,837,052	13,388,945	448,107

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減
1 組合会費	1 組合会費	1,820	1,900	▲80
2 総務費		366,650	294,930	71,720
	1 総務管理費	366,650	290,530	76,120
	2 選挙費(科目廃止)		4,400	▲4,400
3 保険給付費		6,882,120	6,677,987	204,133
	1 療養諸費	6,212,915	6,042,382	170,533
	2 高額療養費	420,500	420,500	0
	3 移送費	500	500	0
	4 出産育児諸費	243,705	210,105	33,600
	5 葬祭諸費	3,500	3,500	0
	6 傷病手当金	1,000	1,000	0
4 後期高齢者支援金等	1 後期高齢者支援金等	2,484,203	2,290,898	193,305
5 前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金等	1,635,952	1,645,052	▲9,100
6 介護納付金	1 介護納付金	1,154,540	1,123,190	31,350
7 共同事業拠出金等	1 共同事業拠出金	450,960	354,077	96,883
8 保健事業費		180,544	182,853	▲2,309
	1 特定健康診査等事業費	74,558	76,867	▲2,309
	2 保健事業費	105,986	105,986	0
9 積立金	1 積立金	824	794	30
10 組合債費	1 組合債費	1	1	0
11 諸支出金		8,052	8,052	0
	1 償還金及利息	8,001	8,001	0
	2 延滞金	1	1	0
	3 諸支出金	50	50	0
12 予備費	1 予備費	671,386	809,211	▲137,825
歳出合計		13,837,052	13,388,945	448,107

(第2表)借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

借入金の種類	一時借入金
借入金の目的	保険給付費の支払い財源の不足のとき
借入方法及び借入先	約定による融資、普通銀行
借入期間	当該会計年度内
借入金額	500,000千円
借入利率	普通銀行利率
償還方法	国及び都支出金及び保険料の納入を受けた中から償還する。

(第3表)規約第二十九条第1項に規定する特別積立金の繰替使用

事 項	特別積立金の繰替使用
使用の時期	保険給付費の支払い財源の不足のとき
戻入の時期	当該会計年度内
使用の理由	保険給付費の支払い財源の不足
使用限度額	300,000千円

令和5年度 法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画

東京都弁護士国民健康保険組合法令遵守体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和5年度の実践計画を次のとおり策定。

1. 冊子の作成

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守(コンプライアンス)のための組織体制などを網羅した冊子を作成し、この冊子を全ての役職員に配布する。

2. 法令遵守に関する指導・研修

- ①不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。
- ②組合報・ホームページにより法令遵守の周知を行う。
- ③役職員を対象とした法令遵守を徹底するための研修を実施する。

3. 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一業務に従事させないように、人事ローテーションを実施するとともに、財務規程に基づく業務は、複数の職員により執行させるものとする。

4. 法令遵守関連情報の組織的な把握等

- ①役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は、速やかに法令遵守担当理事に報告するとともに適切に対応することとする。
- ②役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事に速やかに報告するものとする。
- ③法令遵守担当理事は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員もしくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告するものとする。
- ④理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5. 不祥事故への対応体制

- ①役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。
- ②法令遵守担当理事は、報告を受けた事項について、調査の上、理事会に報告するものとする。
- ③理事長は、法令等に従い、東京都への報告等適切な措置を速やかにとるものとする。

6. 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

当組国民健康保険料滞納者に対し、国民健康保険料等の支払請求訴訟を提起する件

国民健康保険料滞納者の元組合員13名に滞納国民健康保険料、督促手数料、延滞金の支払いを求める訴訟を提起することを議決しました。